

各地方整備局企画部長  
北海道開発局事業振興部長 } あて

国土交通省大臣官房技術調査課長

平成15年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について

建設工事事故の防止にあたっては、平成4年7月に「公共工事の発注における工事安全対策要綱」を策定し、その後、「事故データベース」を構築、「土木工事安全施工技術指針」の策定、「安全教育」に関する検討等を実施したところである。

このうち、「事故データベース」に蓄積された全国の事故データ等を基に、事故の再発防止に向け、安全に関わる技術的分析を通じて、請負者の安全管理の推進の支援、必要な環境整備等を検討するために、平成12年2月に「建設工事事故対策検討委員会（委員長 山村和也 日本大学教授）」を設置したところである。

同委員会において、様々な分析を行った結果、特に事故が多発している墜落事故、重機事故、交通事故、飛来落下事故について重点対策を実施することが提唱されたことなどを踏まえて、平成12年度においては、「平成13年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について（国官技第62号 平成13年3月29日付け）」を、平成13年度においては、「平成14年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について（国官技第396号 平成14年3月28日付け）」を貴局に対し通知したところである。

今般、取扱運搬等による事故を含む、工事全般にわたる重点対策を実施することを提唱されたことなどを踏まえて、国土交通省として下記の「Ⅰ. 発注者が実施する対策」を平成15年度重点対策として実施することとしたので適切に措置されたい。

なお、「Ⅱ. 関係業団体が実施する対策」については、別途関係業団体に協力を依頼しているところである。

## I 発注者が実施する対策

### 1. 墜落事故防止重点対策

・足場からの墜落事故防止重点対策として、直轄工事においては、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成15年4月）」によるものとする。

・法面からの墜落事故防止対策として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備の設置を推進し、必要な費用を計上する。

### 2. 交通事故防止重点対策

・交通事故防止重点対策として、直轄工事において、デルタクッションの適応条件を考慮し、モデル工事を実施する。

### 3. 工事全般にわたる事故防止重点対策

・工事全般にわたる事故防止重点対策として、「安全教育の充実」を図るため、技能者等に関する再教育の受講状況を確認するものとする。

### 4. 安全活動の評価

・直轄工事において、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評定の判断材料の1つとする。（各種チェックリストの活用等）

## II 関係業団体が実施する対策

### 1. 足場からの墜落事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

#### (1) 「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用の推進

・関係業団体は、会員各社に対して「手すり先行工法に関するガイドライン」の適用を推進するよう働きかける。

#### (2) 足場施工計画の充実及びチェックリスト等による足場点検の強化

・関係業団体は、会員各社に対して足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を活用し、足場の点検を行うよう働きかける。また、工事完成時に点検結果を含め

安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

## 2. 法面からの墜落事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

### （1）施工計画での親綱設備計画の徹底

- ・関係業団体は、会員各社に対して施工計画段階での法面作業における親綱設備等の計画を徹底するよう働きかける。
- ・関係業団体は、施工計画の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

### （2）チェックリスト等による親綱の点検、親綱、安全帯等の適切な取扱いの強化

- ・関係業団体は、会員各社に対してチェックリスト等による親綱点検の強化、親綱、安全帯の適切な取扱いを図るよう働きかける。
- ・関係業団体は、会員各社に対して点検結果や安全活動の成果を工事完成時に発注者に提出するよう働きかける。

### （3）昇降設備の設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じて昇降設備を設置し、施工することを推奨する。

### （4）法面施工管理技術者の資格取得

- ・関係業団体は、会員各社に対して作業計画及び作業の質の向上を目的として、法面施工管理技術者の資格の取得を推進する。

## 3. 重機事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

### （1）ステッカー運動の推進

- ・関係業団体は、「誘導なしてはバックしない」をうたったステッカーを貼付し、重機オペレーターの安全意識を高めるためのステッカー運動を継続的に推進する。
- ・関係業団体は、会員各社に対して工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

## 4. 交通事故防止重点対策（平成13年度からの継続対策）

### （1）デルタクッション設置の推進

- ・関係業団体は、会員各社に対して適応条件を考慮の上、デルタクッションの設置を推奨する。
- ・工事完成時に安全活動の創意工夫の成果を発注者に提出するよう働きかける。

## 5. 飛来落下事故防止重点対策（平成14年度からの継続対策）

### （1）クレーン機能付バックホウの使用の推進

・関係業団体は、会員各社に対してバックホウの用途外使用の適用条件を適正に判断することを指導し、車両系建設機械による吊上げ作業には、クレーン機能付バックホウの使用を推進する。

## 6. 各種事故共通重点対策

### （1）現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進

#### ア 建設従事者に対する安全衛生教育の実施

・関係業団体は、会員各社に対して労働者の不安全行動の防止の観点から労働者が守らなければならない事項等を周知徹底するため厚生労働省が推奨している建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく建設従事者に対する安全衛生教育を受けるよう働きかける。なお、直轄工事においては、一定規模以上（常時労働者が20人以上）の現場では、工事着手後早期に、例えば、外部機関（建設業労働災害防止協会等）を活用した当該教育を実施するよう働きかける。

#### イ 技能者等に対する再教育の推進

・関係業団体は、就業制限業務及び作業主任者を選任する業務における資格者の配置のみならず、資格取得後一定期間経過した資格者については、次に掲げる再教育を受けるよう働きかける。

①労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者等に対する能力向上教育

②労働安全衛生法第60条の2に基づく車両系建設機械運転業務従事者、移動式クレーン運転士、玉掛業務従事者等に対する危険有害業務従事者教育

③厚生労働省通達に基づくドラグ・ショベル運転業務従事者等に対する危険再認識教育

#### ウ 現場管理者等に対する教育の推進

・関係業団体は、職長又は安全衛生責任者については、労働安全衛生法第60条等に基づく職長・安全衛生責任者教育を受けるよう働きかける。

エ 工事完成時に安全教育の受講状況を発注者に提出するよう働きかける。

### （2）建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）の導入の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して「建設業労働安全衛生マネジメントシステム (COHSMS: コスモス)」を導入するよう働きかける。

### (3) 表彰制度の推進

- ・ 関係業団体は、会員各社に対して安全管理に努めた人を表彰する等の各社が実施している安全意識向上運動をさらに推進するよう働きかける。